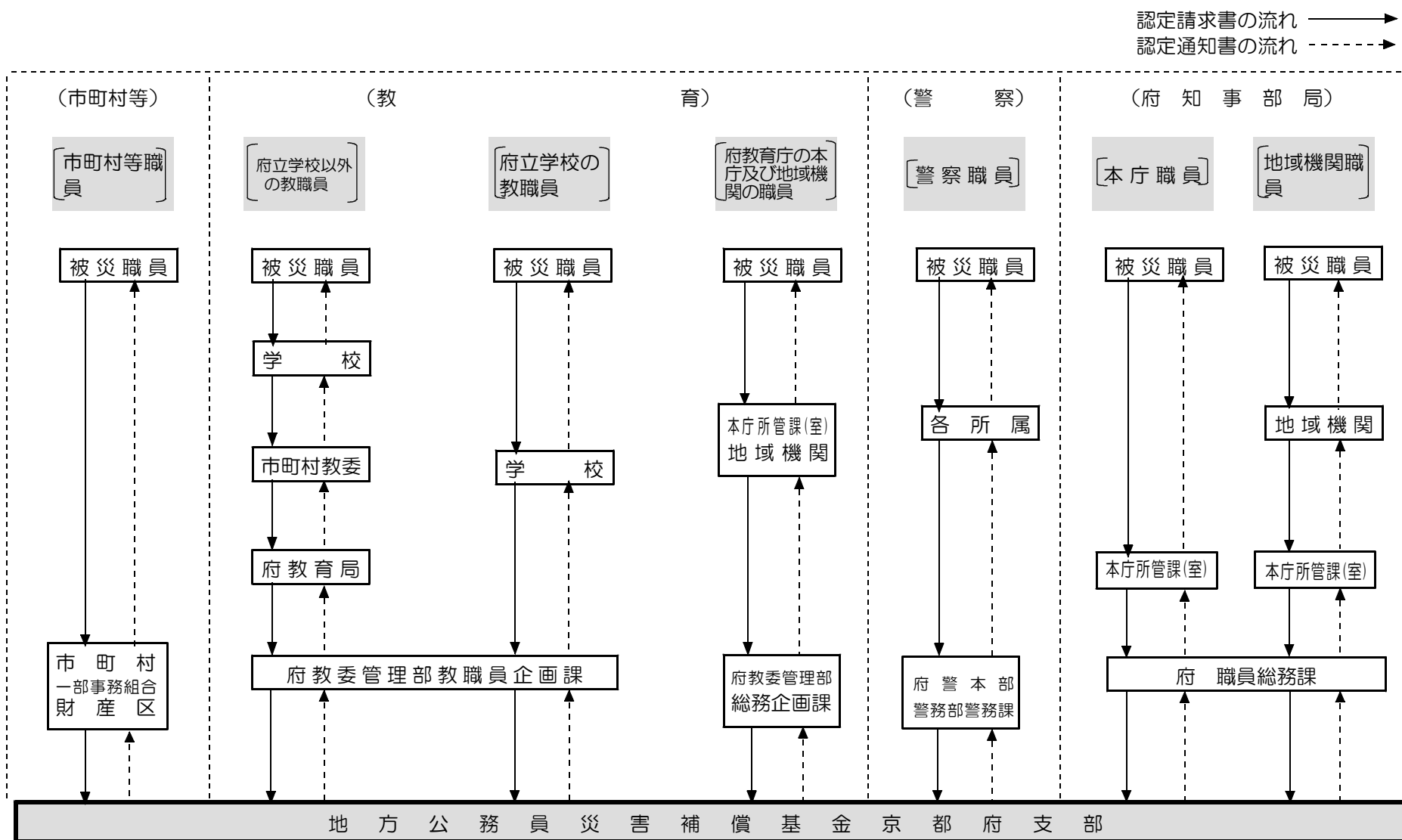


第3部 公務災害及び通勤災害の認定手続

第1 認定請求の事務の流れ

京都府支部における各所属別の事務の流れは次の図のとおりです。



公務災害・通勤災害認定請求書 添付書類一覧表

地方公務員災害補償基金京都府支部

提出書類 添付書類		公務災害認定請求書	通勤災害認定請求書	通勤災害認定請求書	事 実 関 係						経路関係		疾病関係				任命権者（所属長）意見書	その他資料	
					診断書	現認書又は事実証明書	現場見取図及び被災状況図	事故発生状況報告書	出張命令書の写	時間外勤務命令書の写	経路図（縮尺図）	通勤届の写	健康診断記録簿の写	既往病歴報告書	同意書（レセプト閲覧等）	腰痛等関係調書			
区分	様式番号	1	2	202	支部1	支部2	支部4	支部5						支部6の2	支部7又は支部7の2	支部6	支部3		
公務災害	負傷の場合	勤務時間中	◎			○	○	(○	○)								△		
		時間外（休日）勤務中	◎			○	○	(○	○)		○						△		
		通勤途上	◎			○	○	(○	○)			○	○				△	特別事情下の通勤であることを示す資料	
		出張中	◎			○	○	(○	○)	○		○					△		
		訓練（研修）中	◎			○	○	(○	○)	△							△	訓練（研修）計画書	
	疾病の場合	レクリエーション参加中	◎			○	○	(○	○)								○	実施要領、計画等任命権者が実施したことを示す資料	
		脳・心臓疾患、精神疾患	◎			○	○	○						○	○	○		○	公務過重性等に関する資料（支部から調査依頼）
		腰痛症	◎			○	○	○						○	△	○	○	○	被災状況図で、発症時の姿勢、外力等を示すこと
		頸椎症・頸肩腕症候群	◎			○	○	○						○	△	○	○	○	勤務内容、業務量、職場環境等公務起因性を示す資料
		その他の疾病	◎			○	○	○						○	○	○		○	必要に応じ支部から調査依頼
通勤災害	住居と勤務場所の往復		◎		○	○	(○	○)		△	○	○				△	△	△	
	複数就業者・単身赴任者			◎	○	○	(○	○)		△	○	○				△	△	△	他の就業状況、単身赴任状況等に関する資料

○ … 必ず添付 △ … 必要に応じて添付 交通事故の場合は、事故発生状況報告書。交通事故以外の場合は、現場見取図及び被災状況図を提出

認定請求書には、災害発生の事実を裏付ける書類（診断書、現認書、見取図等）、公務起因性を立証する書類、求償関係書類等、事案の内容に応じて必要な関係書類を添付することが必要です。事案の内容によっては、支部から個別に資料提出を求めることがあります。

また、脳・心臓疾患、精神疾患の場合には、被災職員の健康状態や勤務の過重性等について、支部から調査を依頼することとなります。

第三者加害事案及び令第1条職員に係る事案については、上記の書類に加え、次の書類が必要です。

第三者加害事案	第三者加害報告書 (支部様式第22号)	誓約書 (支部様式第23号)	事実確認書又は未提出理由書 (支部様式第24～26号)	交通事故証明書	被災職員の任意保険証券の写し
交通事故	○	○	○	○	○
その他	○	○	○		

令第1条職員	採用辞令の写、出勤簿の写（過去2年分）、 就業規則その他令第1条職員であることを示す資料
--------	---

第3 認定請求書等の記入要領

公務災害、通勤災害の認定は、通常、認定請求書及びその添付書類に基づいて行います。したがって、各書類の作成に当たっては、次のことに留意してください。

ア 認定請求書、現認書又は事実証明書、任命権者意見書等に記載する災害発生の状況、従事していた職務の内容、当該職員に命じた職務の内容等の事実関係は、できるだけ詳細かつ具体的に記述すること。

イ 所属において各種の証明等を行うに当たっては、職員の申し立てる事項等について、事実関係を十分調査確認の上で行うこと。

なお、認定請求書の記入要領は次のとおりです。

記 入 欄	記 入 方 法
請 求 年 月 日	請求人が認定請求書を所属長に提出する日
1 被災職員に関する事項	
所 属 団 体 名	職員が被災当時所属していた地方公共団体名
所 属 部 局 ・ 課 ・ 係 名	所属していた部局課係名・学校名・警察署名等
共済組合員証・健康保険組合員証 記 号 番 号	該当のものを○で囲み、余白に組合名を記入の上記号番号を記入する。
職 名	職員が災害を受けた当時の職名、たとえば自動車運転手、作業員、消防士、巡査、用務員、主事、教諭、技師、係長等と記入する。技師、係長のように職名のみでは職種のわからないものについては、技師（農業）、係長（事務）のように職種を（ ）書きで記入する。
常 勤 } 令 第 1 条 職 員 }	常勤・令第1条職員の区分は次により該当する口に√印を付する。 □常 勤……常時勤務に服することを要する者（正規職員） □令第1条職員……再任用短時間勤務職員及び常勤職員と同様の勤務形態で18日以上勤務した月が引き続き12月を超えるに至った者で、以降同様の勤務を要することとされている者（臨時職員・嘱託等）
災 害 発 生 の 日 時	負傷した日（負傷の原因となった事故の発生した日） 疾病の場合は医師の診断によって発症が確定した日
災 害 発 生 の 場 所	疾病等で日・時間がわからない場合は不明と記入する。 負傷した場所（負傷の原因となった事故の発生した場所） 疾病等で場所がわからない場合は不明と記入する。

傷 病 名 傷 病 の 部 位 及 び そ の 程 度	診断書に記載された認定請求をしようとする傷病名 診断書に記載された部位及びその程度
2 災 害 発 生 の 状 況	具体的に詳しく記入する（記入しきれない場合は、別紙を用いて記入する）。
3 所 属 部 局 の 長 の 証 明	1 及び 2 に記入されたことを所属部局の長（被災職員の監督者たる課長以上の職又はこれに相当する職にある者、事務所長、学校長、警察署長等）が、その事実を調査し証明する。印は、所属部局長の職印とする。
4 添 付 す る 資 料 名	添付に必要な資料名の口は√印を付する。 その他の欄は、添付する資料名を記入する。
5 任 命 権 者 の 意 見	公務上の災害であるかどうか、あるいは通勤による災害であるかどうかの意見を記入する。 （例）・公務上の災害と認められる。 ・公務上の災害とは認められない。 ・通勤による災害と認められる。 ・通勤による災害とは認められない。 ・本件は判断困難なので貴職において判定願いたい。 〔 〕 は、注意事項 4 により、被災職員の職種について、区分番号で記入する。